

介護保険負担限度額 資産要件 確認用紙

記入例

- 生活保護以外の方は、本人と配偶者の資産金額を申請書に記入する必要があります。この用紙で計算した金額を転記し、申請書と一緒に提出してください。(夫婦同時申請の場合はこの用紙は1通で可)
- タンス預金以外で該当ある項目すべてに通帳等の写しが必要になりますので、必ず添付してください。(申請日から2か月以内のもの、ウェブサイトの写しも可)
- 通帳のコピーは、以下の内容が分かる部分をコピーしてください。
 - 金融機関名・支店名・名義人・口座番号が分かるページと残高のページ
 - 年金の振込が確認できるページ

口座をお持ちの金融機関名・支店名を全て記入し、それぞれの名義人、最新の残高を書いてください。

被保険者 氏名	秦野 太郎	被保険者番号	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7
		配偶者の有無	有 (氏名： 秦野 花子) ・ 無									

金融機関・支店名	名義人区分	預金口座	年金	残高金額	添付確認
〇〇銀行〇〇〇支店	本人・配偶者	普通・定期	<input checked="" type="checkbox"/>	325,647円	
〇〇銀行〇〇〇支店	本人・配偶者	普通・定期	<input type="checkbox"/>	100,000円	
〇〇銀行〇〇〇支店	本人・配偶者	普通・定期	<input checked="" type="checkbox"/>	230,002円	
				円	
				円	
				円	
上記金額の合計				A	655,649円

収入の種類やその用途によらず、名義人が御本人・配偶者の預貯金ならば全て申告していただく必要があります。

合計が利用者負担段階区分に応じた基準額を超えた場合、負担限度額認定証を発行できません。

B 有価証券等の財産の有無※	有価証券(株式・国債・地方債・社債など)の残高(証券会社や銀行の口座残高の写しを添付)		円
	金・銀など(購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属)の残高(購入先の口座残高の写しを添付)		円
	投資信託の残高(金融機関等の口座残高の写しを添付)		円
上記金額の合計(すべて無い場合は0円を記入)		B	0円

C その他財産	タンス預金などの現金(自己申告)	D	450,000円
	負債(借入金、住宅ローンなど)の額(契約者と金額が分かる書類の写しを添付ただし、会社等の事業分は除く)	E	0円
上記の金額の合計(負債のない場合はDの額)		D - E = C	450,000円
(すべて無い場合は0円を記入)			
資産額の合計		A+B+C	1,105,649円

預貯金、有価証券等の金額の合計が次の利用者負担段階区分に応じた基準額以下です。
 年金収入等が80万円以下……………単身650万円・夫婦1,650万円(第2段階)
 年金収入等が80万円超120万円以下……単身550万円・夫婦1,550万円(第3段階①)
 年金収入等が120万円超……………単身500万円・夫婦1,500万円(第3段階②)

※有価証券等の財産の有無については、自動車、生命保険、骨董品、家財、などは含まれません。

市確認欄	<input type="checkbox"/> 第2段階 <input type="checkbox"/> 第3段階① <input type="checkbox"/> 第3段階② <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 合計額確認 <input type="checkbox"/> 年金受取口座確認 <input type="checkbox"/> 課税年金 <input type="checkbox"/> 非課税年金 <input type="checkbox"/> 定期預金無
------	---	---